

町田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を定める。

令和 8 年 9 月 1 5 日

町田市長 稲垣 康 治

町田市規程第 1 3 号

9 月 2 9 日迄揭示

町田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

町田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和２年３月町田市規程第１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（年次有給休暇） 第６条 <u>年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、１月の勤務日数及び任期に応じて別表第１に定める日数とする。</u> ２ <u>前項の場合において、同一会計年度内において任期（町田市において市長以外の任命権者に職員として任用された期間を含む。）の満了後引き続き職員として新たに任用される者（町田市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和２年２月町田市規則第４号）第５条第２項の規定により任期を更新される者を含む。）の年次有給休暇の日数は、当該任用の日前の勤務と同日以後の勤務とが継続するものとみなした場合に同日以後に使用することができる日数から、当該年度内において同日前に使用した日数を差し引いた日数とする。</u> ３ <u>第１項の規定にかかわらず、町田市のいずれかの職（市長が別に定める非常勤の特別職を除く。以下同じ。）にあった者が引き続き職員として新たに任用される場合の年次有給休暇の日数は、一会計年度において、１月の勤務日数及び当該職に引き続き在職した期間（以下「在職期間」という。）に応じて別表第２に定める日数とする。</u>	（年次有給休暇） 第６条 <u>年次有給休暇は、４月１日（町田市の職員として引き続き在職している期間において、初めに職員として任用された日が１０月１日から３月３１日までの間にある場合その他市長が必要と認める場合は、１０月１日。以下これらを「基準日」という。）から起算して１年ごとの休暇とする。</u> ２ <u>年次有給休暇（次項に規定する者に係るものを除く。）の日数は、１月の勤務日数及び町田市のいずれかの職（市長が別に定める非常勤の特別職を除く。以下同じ。）に引き続き在職している期間（以下「在職期間」という。）に応じて、別表第１のとおりとする。</u> ３ <u>在職期間に係る初めの基準日から起算して１年に達するまでの間にある者を任用する場合に付与する年次有給休暇の日数は、当該任用に係る１月の勤務日数及び在職期間と任期とを合算した期間に応じて別表第２に定める日数から、当該在職期間中に付与された年次有給休暇の日数を控除した日数（当該日数が０を下回る場合には、０とする。）とす</u>

4・5 略

6 職員（町田市において市長以外の任命権者に職員として任用された者を含む。）がその任期の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任期の属する年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、当該年度に使用しなかった日数があるときは、翌年度に限りこれを繰り越すことができる。

る。

4・5 略

6 年次有給休暇（在職期間中に付与されたものに限る。）は、当該年次有給休暇に係る基準日から起算して2年間に限りこれを請求することができる。

別表第1（第6条関係）

<u>1月の勤務日数</u>	<u>在職期間</u>					
	<u>1年を超え2年以下</u>	<u>2年を超え3年以下</u>	<u>3年を超え4年以下</u>	<u>4年を超え5年以下</u>	<u>5年を超え6年以下</u>	<u>6年を超える</u>
<u>4日未満</u>	二	二	二	二	二	二
<u>4日以上 6日以下</u>	<u>2日</u>	<u>2日</u>	<u>2日</u>	<u>3日</u>	<u>3日</u>	<u>3日</u>
<u>7日以上 10日以下</u>	<u>4日</u>	<u>4日</u>	<u>5日</u>	<u>6日</u>	<u>6日</u>	<u>7日</u>
<u>11日以上 14日以下</u>	<u>6日</u>	<u>6日</u>	<u>8日</u>	<u>9日</u>	<u>10日</u>	<u>11日</u>
<u>15日以上 18日</u>	<u>8日</u>	<u>9日</u>	<u>10日</u>	<u>12日</u>	<u>13日</u>	<u>15日</u>

別表第 1（第 6 条関係）

1 月 の 勤 務日数	任期						
	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略

別表第 2（第 6 条関係）

1 月 の 勤 務日数	在職期間					
	1 年以 下	1 年を 超え 2 年以下	2 年を 超え 3 年以下	3 年を 超え 4 年以下	4 年を 超え 5 年以下	5 年を 超える
4 日未満	二	二	二	二	二	二
4 日 以 上 6 日 以 下	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日
7 日 以 上 1 0 日 以 下	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
1 1 日 以 上 1 4 日 以下	6 日	6 日	8 日	9 日	1 0 日	1 1 日
1 5 日 以	8 日	9 日	1 0 日	1 2 日	1 3 日	1 5 日

以下						
1 9 日 以 上	1 1 日	1 2 日	1 4 日	1 6 日	1 8 日	2 0 日

別表第 2（第 6 条関係）

1 月 の 勤 務日数	在職期間と任期とを合算した期間						
	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略

<u>上 1 8 日</u>						
<u>以下</u>						
<u>1 9 日 以</u>	<u>1 1 日</u>	<u>1 2 日</u>	<u>1 4 日</u>	<u>1 6 日</u>	<u>1 8 日</u>	<u>2 0 日</u>
<u>上</u>						

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の町田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（次項において「新規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に付与する年次有給休暇（次項の規定により付与するものを除く。）について適用し、施行日前に付与された年次有給休暇については、なお従前の例による。

3 この規程による改正前の町田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第 6 条第 1 項の規定により 1 0 月 1 日を基準日とされた職員が施行日以後に新規程の適用を受ける職員として引き続き在職する場合において、当該職員に令和 8 年度分として付与すべき年次有給休暇の取扱いについては、新規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。